

2. 総則関係 6) 障害のある子ども

■推進会議の問題認識 (第28回推進会議資料)

・障害のある子どもの施策は、一般の児童施策において取組まれ、個人に必要な合理的配慮と必要な支援を講ずること。／・障害のある子どもは、意見を表明するための支援を受けつつ、自己にかかわる事項について意見を表明する権利があり、表明された意見はすべての関係者によって考慮されること。／・障害のある子どもにかかわる判断や決定について、その最善の利益が考慮されなければならないが、第一次責任と権限を有する保護者及び親権者を含むすべての関係者・関係機関は、障害のある子どもが表明した意見を最大限尊重して判断や決定をなすべきであること。／・家族に過度な負担や責任を求めること等により、障害のある子どもが家族や地域社会から隔離されたり、不利益な取扱いを受けずに、一人の子どもとして尊重されるよう、障害のある子ども及びその家族に対する支援を講ずること。

■推進会議の問題認識に対する関係省庁の見解

・「意見を表明する権利」については、一般児童福祉法制には規定がないが、障害児についてのみ法令に規定することが適当か。全ての子どもに共通するものとして、児童福祉法制全体の中で議論する必要があるのではないか。なお、「関係者によって考慮されること」については、障害者の権利に関する条約第7条において、「障害のある児童の意見は、他の児童と平等に、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」とされていることも踏まえる必要がある。(厚生労働省)

■第二次意見確定版

○障害のある子どもが障害のない子どもと等しく児童の権利条約等で認められている「意見表明権」を含む人権が認められ、一人の子どもとして尊重され、地域社会において必要な支援が提供されるとともに、その保護者等に対して必要な支援が提供されるための施策を講ずること。

3. 基本施策 3) 教育

■推進会議の問題認識 (第28回推進会議資料)

・障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。／・「障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにする」という現行の規定は、障害の種類と程度によって就学先が決定されることを許容し、インクルーシブな教育制度と矛盾する恐れがあるため表現を改めること。／・障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。／・本人・保護者の意に反して、地域社会での学びの機会を奪われることのないようにすること。／・学校設置者は、当該障害者に必要な合理的配慮を提供することはもとより、追加的な教職員の配置や施設・設備の整備等の条件整備を行うために計画的に必要な措置を講ずること。／・インクルーシブな教育の原則を踏まえ、子ども同士のつながりを障害のない子どもと同程度にできるように交流及び共同学習の実施方法を見直すこと。

■推進会議の問題認識に対する関係省庁の見解

・文部科学省としては、(略)など 従来よりインクルーシブな教育制度の確保に資する方向で制度改革を行ってきたところであり、平成21年5月1日現在において、就学基準に該当する子どもの約3割が実際には小学校に就学しているという現状に鑑みれば、「基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に就学する原則分離別学の仕組みになっている」という指摘は当たらない。
・個別分野における基本的方向と今後の進め方のうち教育分野については、現在、平成22年6月29日の閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に従って、文部科学省において検討を行っている。
○インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを整備することが重要。子どもの学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
○財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである。(文部科学省)
・「障害者権利条約は、障害のある子どもとない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育制度の構築を求めており」とあるが、同条約の仮訳では「インクルーシブ教育」という表現は用いられていない。(外務省)

■第二次意見確定版

○障害のある子どもは、他の子どもと等しく教育を受ける権利を有し、その権利を実現するためにインクルーシブな教育制度を構築すること。／○障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことができることを原則とするとともに、本人・保護者が望む場合に加えて、最も適切な言語やコミュニケーションを習得するために特別支援学校・学級を選択できるようにすること。／○就学先の決定に際し、本人・保護者の意に反して決定がなされないことを原則とする。／○障害のある子ども個別のニーズに的確にこたえるため、合理的配慮や必要な支援が提供されるために必要な施策を講ずること。

*「障がい者制度改革推進会議 第二次意見の審議経緯に関する対比表 作成：日本障害フォーラム」をもとに、子ども、教育部分の概要を特報部の責任でまとめた。

制度改革推進会議が第二次意見
障害者基本法抜本改正はなるか?

今月のテーマ

ニュースナビ



コメンテーター
本誌特報部



12月17日、障がい者制度改革推進会議

12月17日、障がい者制度改革推進会議は、6月の第一次意見に続き、障害者基本法抜本改正にむけた第二次意見をまとめました。障害者権利条約の批准には必須の基本法改正。第二次意見の「子ども」「教育」に絞ってポイントを紹介します。

逆流、関係省庁の抵抗のなか

内閣府に置かれた制度改革推進会議は、委員の半数は当事者で、情報保障、発信ははじめ合理的配慮がされた画期的なものです。

第一次意見を6月にまとめ、閣議決定されました(障害者基本法2011年国会案上程、総合福祉法12年国会案上程、差別禁止法13年上程めざす)。

そして29回の会議で第二次意見をまとめました。しかし、現状や実態を見る視点、障害者権利条約の解釈の違いがあり、「順調とはいえず、関係省庁の抵抗はさまざまじいものがあつた」「推進会議の認識と政府に求める事項との距離は非常に大きなもので、第一次意見書よりもはるかに大きなもの」と言われています。

「子ども」「教育」の焦点は?

第二次意見全文は、内閣府のホームページでご確認ください。左記資料は、「子ども」「教育」の部分のみを抜粋しました。文科省のいう「(日本的な)イ

ンクルーシブ教育システム」は、現行の特別支援教育の既定路線を維持し、強化するものです。「就学基準に該当する子どもの3割が実際には小学校に就学している現状に鑑みれば(略)原則分離別学の仕組みになっている」という指摘は「当たらない」など、これまで通常の学級で学ぶ障害のある子どもを手立て無く放置し続けてきたことへの反省はみじんもありません。また、外務省は、条約の仮訳には「インクルーシブ教育」の表現は用いられていない、など言葉のすり替えに終始しています。

今後の課題は国民的運動

今後、基本法改正は、内閣府の作業で3月には法案(閣法)となる予定です。推進会議議長代理の藤井克徳D常務理事は、①基本法改正で日本の問題は解決するか、②権利条約の水準か、③現行基本法と比較してどうか、④総合福祉法、差別禁止法の礎になっているかの検証と、全国民を対象とした広範な運動が重要だと指摘しています。